

# 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：省エネ設備導入）実施要領

## 1 目的

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき、本事業の運営に必要な事項を定める。

## 2 補助上限

1 事業者1年度につき、50万円（省エネ機器等（太陽光発電設備等を除く。）／予算上限に達し次第終了）

1 事業者1年度につき、50万円（省エネ機器等に追加して導入する太陽光発電設備等／予算上限に達し次第終了）

## 3 補助率

補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

## 4 補助対象者

補助金の交付対象者は、岸和田市内に営業所・事務所・工場等を有し、以下の条件を満たす中小企業等経営強化法第2条第2項で規定する中小企業者等（医療法人等を含む）とする。

- 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。
- 対象外業種でないこと。
- 市税を滞納していないこと。
- 代表者及び従業員が暴力団員（岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 5 補助対象経費

補助対象となる経費については、以下の全ての条件を満たす省エネ機器等（太陽光発電等の設備を除く。）導入に係る<表1>の経費及び<表1>の設備投資に加えて実施する<表2>の経費とする。

- 岸和田市内に有する営業所・事務所・工場等に対して実施する、「環境負荷の軽減」「生産性向上」「経費削減」等を目的とした、設備投資を含む省エネルギー対策を行う事業であること。
- 過去2年以内に実施した公的機関等が行う以下の対象省エネルギー診断における診断報告書や省エネルギー改善提案に基づき、当該診断報告書等に例示された機器等の購入や設置を行う事業であること。ただし、設備の廃盤等やむを得ない事情により当該設備を導入できない場合は、同等の能力を有することを証明可能な機器等の購入や設置を行う事業であること。

### 【対象省エネルギー診断一覧】

- ・ 一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- ・ 「省エネお助け隊」が実施する省エネ診断
- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録機関が実施する省エネクイック診断
- ・ その他市長が認める省エネ診断

### <表1> 省エネ機器等（<表2>太陽光発電等の設備を除く。）

項目	内容	特記事項
(あ)	設備等の購入費（月額利用料※1を含む） ● 省エネ診断の診断報告書等に記載された機器等の購入費用 等	省エネ診断結果に、省エネルギーに資するとして例示された機器の導入に限る。 ※2
(い)	機器等の設計費 ● 省エネ診断の診断報告書等に記載された、キュービクル等個別カスタマイズが必要な機器や、市販品で賄えない機器を設計するための費用 等	
(う)	機器や設備等の設置やその他省エネ対策に必要な工事費 ● (あ) 及び (い) で導入する機器等の設置工事費用 ● (あ) 及び (い) の機器等を稼働するために必要な配線等の設計費用 ● 省エネ診断の診断報告書等に記載された、屋根の遮熱塗装等、省エネルギー対策に資する工事にかかる費用	(あ) 及び (い) の総額を、補助対象経費の上限とする。

<表2> 太陽光発電設備等（未利用エネルギー等を活用した発電設備を含む。）

項目	内容	特記事項
(え)	太陽光発電設備等の購入費、設計費、設置工事費※3 ● 省エネ診断の診断報告書等に記載された、太陽光発電等、未利用エネルギー等を活用した発電設備の購入、工事等にかかる費用 等	50万円を補助上限とし、太陽光発電設備等のみの補助申請はできない。

※1 月額・年額で使用料金が定められている機器やリースにより調達する機器については、当該使用料金を月額換算した上で、**最大6ヵ月分**（実績報告の日までに支払い完了している費用）を対象とする。

※2 設備の廃盤等やむを得ない事情により、省エネルギーに資するとして例示された機器を導入できない場合は、同等の能力を有することを証明可能な機器等の購入費用や設計費用を対象とする。

※3 導入機器による年間見込発電量が過去3年間における事業所の年間使用電力量実績を超える場合は、導入経費総額×電力必要割合（年間使用電力量÷導入機器による年間見込発電量／上限は1）を補助対象経費の上限とする。

<補助対象とならない省エネ設備の例>

以下の場合における、省エネ設備等の導入にかかる費用については、補助対象外とする。

- 省エネ診断の診断報告書等から、現に省エネルギーに資する機器でないことが明らかな場合
- 省エネ機器等（太陽光発電等の設備を除く。）を導入せず、太陽光発電設備等のみを導入する場合

6 補助対象外経費

以下の費用については、補助対象外とする。

- 消費税及び地方消費税相当額 ● 印紙代 ● 送料 ● 振込手数料 ● 中古品の購入費 ● 保険料
- 保守点検（ハードウェア等のメンテナンス）料 ● 機器管理料等の維持管理に係る経費
- 自ら、申請者（法人）の役員、申請者（個人事業者等）の専従者又は事業を行っていない者の製作等費用
- フリーマーケットアプリ等の匿名取引による購入費用 ● オークション市場による購入費用
- 申請者以外が支払った費用（売掛金等との相殺での支払いを含む。） ● コンサルティング費用
- 補助対象経費が、一般価格や市場相場と比較し、著しく高額な場合 ● その他、補助事業に適さない費用

7 処分を制限する財産（リース等、月額・年額で使用料金が定められているものを除く。）

補助事業によって取得した以下の財産は、取得した日から、下表の耐用年数を経過する前に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること）してはならない。※4

項目	財産の種類	耐用年数
<A>	冷暖房設備（建物附属設備であって、冷凍機の出力が22kw以下のもの。）	13年
<B>	冷房、暖房、通風又はボイラー設備（建物附属設備であって、<A>を除く。）	15年
<C>	冷房用又は暖房用機器（器具及び備品にあたるもの）	6年
<D>	太陽光発電設備	17年
<E>	定置用リチウムイオン蓄電池	6年
<F>	HEMS	5年
<G>	燃料電池コージェネレーションシステム	6年
<H>	その他の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に準ずる。

※4 やむを得ず、財産を処分する場合は、処分の前に市長の承認を受けなければならない。また、財産を処分した場合は、下表の計算式で算出した金額の返還が必要となる場合がある。

処分の種類	返還額の計算式
財産を無償譲渡や廃棄した場合	取得価額（前年評価額）×耐用年数に応じた減価残存率（年ごとに計算）×補助率※5

処分の種類	返還額の計算式
財産を売却等した場合	売却等により得た額又は取得価額（前年評価額）×耐用年数に応じた減価残存率（年ごとに計算）のいずれか高い方×補助率※5

※5 返還の上限金額は、処分した財産に係る補助金額とする。

## 8 書類提出等の期限

補助金の交付に必要な事項	期限の日※6	特記事項
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書一式の提出 （事業内容の追加を伴う変更申請を含む）	補助事業開始日前日※7 又は 申請年度の1月末日 のうち、いずれか早い方	必要書類が全て揃った状態で、必着しなければならない。
事業完了	申請年度の2月末日	補助事業にかかる費用の支払、成果物の納品等全て完了しなければならない。
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書一式の提出	補助事業完了後30日 又は 申請年度の2月末日 のうち、いずれか早い方	補助事業を完了し、必要書類が全て揃った状態で、必着しなければならない。
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書一式の提出	申請年度の3月24日	

※6 当該日が閉庁日の場合は、直前の開庁日とする。

※7 補助事業開始日が申請年度の4月1日の場合は、申請年度の4月1日

## 9 提出書類

### <交付（変更）申請時>

	提出書類	特記事項
原本	「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書（様式第1号）	【変更申請時は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書（様式第3号）】
原本	履歴事項全部証明書※8	● 法人の場合のみ ● 直近3ヶ月以内のもの
写し	最新の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表※8※9	● 個人事業者等の場合のみ ● 税務署の受付印が付されるなど、税務署が受付したことがわかるもの
写し	最新の所得税青色申告決算書又は収支内訳書※8	● 個人事業者等の場合のみ ● 岸和田市内で事業を行っていることが分かる書類
原本	岸和田市が発行する市税に係る完納証明書※8	● 直近3ヶ月以内のもの ※10※11※12※13
原本	事業計画書（様式第省設-1号）	【変更申請時は、変更後事業計画書（様式第省設-4号）】
写し	省エネ診断の診断報告書※8	● 対象省エネルギー診断を受けたことにより発行された、診断結果や改善提案内容が分かる資料
原本	補助対象事業にかかる施工・機器設置予定箇所を示す配置図※8	● 補助対象事業を実施する事業所内の位置が分かる書類
原本	補助対象事業にかかる施工・機器設置予定箇所を写した現況写真※8	● 補助対象事業を実施する箇所の現況が分かる書類
写し	補助対象事業にかかる仕様書等※8	● 補助対象事業の内容が分かる書類
原本	事業経費内訳書（様式第省設-2号）	【変更申請時は、変更後事業経費内訳書（様式第省設-5号）】
写し	補助対象経費等にかかる見積書等※8	● 補助対象事業にかかる経費の費用詳細が分かる書類
原本	太陽光発電設備等補助対象経費計算書（様式第省設-3号）※8	● 太陽光発電設備等を導入する場合に限る。
写し	電力会社の発行する検針票等※8	● 太陽光発電設備等を導入する場合に限る。 ● 事業所の年間使用電力量が分かる書類

- ※8 変更申請時は、変更のない場合不要
- ※9 個人事業者等で、開業後初めての確定申告の期限が未到来の者は、開業届
- ※10 個人事業者等でこれまでの全ての市税について非課税の場合は、最新の市民税・府民税非課税証明書
- ※11 他市町村在住の個人事業者等で直近の市府民税が非課税の場合は、1月1日の住所地である市町村が発行する最新の市民税・府民税が非課税であることが分かる証明書
- ※12 1月1日以降に転居や事業所の移転等を行った個人事業者等は、別途相談が必要
- ※13 創業後初めての法人市民税の納期限が未到来の法人は、別途相談が必要

<事業完了時>

	提出書類	特記事項
原本	「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書（様式第5号）	
原本	事業報告書（様式第省設－6号）	
原本	補助対象事業にかかる施工・機器設置後箇所を写した写真	● 補助対象事業を実施した箇所の現況が分かる書類
写し	補助対象事業にかかる作業報告書・納品書 等	● 事業実施を証する書類
原本	事業経費内訳報告書（様式第省設－7号）	
写し	ご利用明細票等（銀行振込を証する書類）	● 銀行振込により支払えない場合は、別途相談が必要です。
写し	補助対象経費にかかる請求書	● 請求費目の内訳・振込先口座情報の記載されたもの
原本	太陽光発電設備等補助対象経費計算書（様式第省設－3号）	● 太陽光発電設備等を導入する場合に限る。

<補助金請求時>

	提出書類	特記事項
原本	「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書（様式第7号）	
写し	振込先に指定した銀行口座の通帳	※14

※14 銀行名・金融機関コード・支店名・支店コード・預金種類・口座番号・カナ口座名義がわかる部分

10 適用

(制定)

本要領は、令和6年5月1日から施行する。